コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

HIMARAYA Co.,Ltd.
最終更新日：2016年4月15日
株式会社 ヒマラヤ
代表取締役社長 野水　優治
問合せ先：総務部　TEL：058－271－6622
証券コード：7514
http://www.himaraya.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する枠組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと考えております。企業価値の最大化は、当社の経営理念である「お客様第一主義」に則り、公正な企業活動により社会的使命を果たし、地域の人々の信頼と支持を得ることで達成できると考えており、このような観点からコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－４：議決権電子行使プラットフォームの利用】
当社は現在議決権の電子行使プラットフォームの採用および招集通知の英訳は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率の推移を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則３－１－２：情報開示の充実】
当社は現在英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家の株式保有比率の推移を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則４－１－２：中期経営計画へのコミットメント】
当社は3ヵ年の中期経営計画を策定し、その目標達成に向け、グループ全体で経営戦略や事業戦略の遂行に取り組んでいます。また、各中期計画の成果や課題を踏まえ、次期中期計画の策定を行っております。しかしながら、現状の市場環境では競合他社が計画の根拠を知る事で当社の市場競争力が低下する恐れがあると考え、詳細を開示しておりません。

【補充原則４－１－３：最高経営責任者等の後継者計画の適切な監督】
取締役会では、最高経営責任者等の後継者の計画について具体的な監督を行っておりません。刻々と変化・進化を続ける流通環境において、当社の最高経営責任者を含む各取締役には、当社の経営理念に基づきながらも市場の変化に柔軟に対応できる人材が不可欠です。しかしながら、最高経営責任者等の後継者に資する人材の確保は、経営上の最重要課題のひとつでもあるため、今後も検討を行ってまいります。

【原則４－２：取締役会の役割・責務(2)】
当社は、取締役会に提出された議案については、提案理由や内容を十分に分析し、検討を行っております。また、独立社外取締役は中立性や独立性などの観点から自由闊達な議論を通して独自の意見陳述を行うなど、客観性を担保するとともに、監督機能を一層高めております。上記を踏まえ、取締役会は企業としての持続的な成長を図るとともに、透明性、公正性を確保するため、出席取締役全員が善管注意義務等を遵守しつつ、適切な審議プロセスを経て合理的な意思決定を行っております。
取締役の報酬は、月額報酬および業績等に連動した賞与によって構成されております。個別の取締役ごとの報酬額については、取締役会において開示・議論し、その妥当性や公正性が担保されるようなプロセスを経て決定しておりますが、リスクテイクを支える環境の整備を図る一環として、業績連動報酬の割合を適切に設定するため、新たなインセンティブプランの導入を検討します。

【補充原則 ４－２－１：業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】
現在当社では、自社株等の報酬体系を採用しておりません。今後、現金報酬以外も視野に入れた、中長期的なインセンティブプランの検討を行ってまいります。固定報酬との適切な割合設定についても、合わせて検討いたします。

【補充原則 ４－10－１：任意の仕組みの活用】
当社は、現時点で独立社外取締役を3名（監査等委員の2名を含む）選任しております。 取締役会の過半数には達していませんが、監査等委員会設置会社に移行したことにより、3名の独立社外取締役が、それぞれの知見に基づき監督することに資する、取締役の指名・報酬などに対する関与度合いが従来よりも高まることから、取締役会の独立性・客観性等が適正に機能していると考えております。

【補充原則４－11－３：取締役会の実効性についての分析・評価】
当社では、現時点では取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施していません。しかしながら、評価を行いその結果をもって取締役会の実効性を把握することについては必要だと考えます。今後は、当社に適した方法を選択し、評価結果の概要の開示も検討してまいります。

【原則５－２：経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、現在中期経営計画については、現状の市場環境では競合他社が計画の根拠を知る事で当社の市場競争力が低下する恐れがあると考え、詳細を開示しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４：いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先から株式の保有要請を受け、取締役会等で十分な審議・検討を経た上で、保有することが当社事業の発展に資すると判断した場合、取引先の株式を取得し保有することがあります。取引先の株式は、取引深耕により当社事業の発展、または当社事業を取り巻く関連分野の繁栄と発展に資すると判断する限り、継続して政策保有する方針であります。
政策保有株式について、その時価評価額および含み損益を毎月取締役会でもモニタリングによりその保有意義の検証を行った結果、その保有意義や保有株式数に変動ある場合には、社内の決裁基準に則り報告・対応しております。
また、政策保有株式に係る議決権の行使について、政策保有先および当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断する方針であります。

【原則1－7：関連当事者間の取引】
当社では、当社が役員や主要株主等との取引（以下「関連当事者との取引」）を行う場合において、関連当事者との取引が会社や株主共同の利益を害することの無いよう、取締役会決議により「関連当事者との取引管理規程」を定め、以下のとおり運用しております。
・関連当事者との取引を行う際は、取締役会にて、取引内容の妥当性、取引金額、取引条件およびその決定方針について承認を得たうえで行うこととしております。
・関連当事者との取引結果については、第2四半期決算時および期末決算時に管理本部長より取締役会または経営会議にて報告を行っております。
・期末決算時には、重要な関連当事者との取引があった場合、経理部が財務諸表または計算書類の注記情報として開示情報を作成し、取締役会の承認を得て開示します。

【原則3－1：情報開示の充実】
（1）経営理念、経営戦略、経営計画
経営理念については、以下のURLからご参照ください
https://www.himaraya.co.jp/aboutus/philosophy.html
基本戦略については、以下のURLからご参照ください
https://www.himaraya.co.jp/ir/strategy.html

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社はコーポレートガバナンスの基本方針を、本報告書1.「基本的な考え方」及びCSRレポートにて開示しております。第4【提出会社の状況】6【コーポレート・ガバナンスの状況等】を以下のURLからご参照ください。
https://www.himaraya.co.jp/ir/pdf/109_5.pdf

（3）役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の範囲内にて、会社の業績や経営内容、経済情勢などを考慮して決定しております。それらを踏まえ、個別の取締役の報酬額については、まず代表取締役が素案を作成し、3名の独立社外取締役が構成員と成っている取締役会において、金額の妥当性を十分に審議して決定しております。

（4）取締役及び監査役の候補者の選考・指名にあたっての方針及び手続き
経営陣幹部の選任は取締役会で決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については代表取締役の推薦を経て、当社の4つの本部（営業・商品・販売チャネル統括・管理）をそれぞれ管理できる能力を持つ人材をバランスよく選任し、取締役会で決定しております。また、社外取締役については、社外の視点で意見を戴くために企業経営者、税理士、会計士など、専門知識を持つ人物を選任するよう努めております。
監査等委員である取締役の候補者は、監査等委員会の同意により取締役会で決定しております。その手続きとしては、候補者に関する情報を収集のうえ、業績、人格、識見などを総合的に勘案し、その責務にふさわしい人物を取締役会において決定しております。

（5）取締役及び監査役の候補者の指名を行う際の個々の説明
当社は（4）の考え方に基づいて、当社の取締役にふさわしい人物を選定しております。なお、社外取締役候補者の選任理由については、株主総会参考書類に基づき開示しています。

【補充原則 4－1－1：取締役会の役割・責務】
当社は「取締役会規程」において、取締役会で決議すべき重要事項を明確に定めております。なお、効率的な会社運営および迅速な意思決定に資する事項については、常勤の取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする「経営会議」（毎月2回開催）で決定することとしており、その概要は以下のとおりであります。
（主な経営会議決定事項）
・一定金額以下の財産の取得および処分
・部室長以上を除く、人事の決定

【原則4－8：独立社外取締役の有効な活用】
当社は独立社外取締役を3名選任しております。それぞれが多様な視点や経験、高度な専門知識に基づいて、当社の経営全般に関して独立した立場から助言・提言を行う役割を十分に果たしております。

【原則4－9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役につきましては、会社法に定める社外取締役の要件、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の基準を満たす独立社外取締役を選任いたしております。
独立性判断基準におきましては以下に該当しない者としております。
（1）当社または当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の業務執行者または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
（2）当社グループを主要な取引先とする者（その直近事業年度における当社の年間連結売上高の10%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその業務執行者
（3）当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
（4）当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1，000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
（5）当社グループの主要借入先もしくはその親会社またはそれらの業務執行者（当社グループの「主要借入先とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が総借入額の10%以上の会社をいう。）
（6）過去5年間において上記（2）から（5）のいずれかに該当していた者
（7）上記（1）から（6）までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族

【補充原則 4－11－1：取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関して】
社内取締役については当社の4つの本部（営業・商品・販売チャネル統括・管理）をそれぞれ管理できる能力を持つ人材をバランスよく選任するように努めております。また、社外取締役については、社外の視点で意見を頂くために企業経営者、税理士、会計士など、専門知識を持つ人物を選任するよう努めております。取締役の人数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定款で定めていますが、現状規模が妥当と考えます。

【補充原則4－11－2：取締役・監査役の兼任の状況】
当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の要職を兼任する場合は、当社の職務の遂行に影響のでない範囲にとどめております。
なお、当社取締役の当社職務に影響を及ぼす可能性のある兼職の状況は、当社株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4－14－2：取締役・監査役のトレーニングの方針】
取締役（監査等委員を含む。）に対するトレーニングの方針は以下のとおりであります。
（1）取締役（監査等委員を含む。）は上場会社の重要な統治機関の一翼として、経営監督・監査等の役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得・更新に常に努めるべきであり、当社はその為のトレーニング機会を積極的に提供する。
（2）ただし、当社が提供するトレーニング機会の活用は、各取締役がその実情と責任において、適切に判断すべきである。
（3）なお、社外取締役に対しては、当社および当社が属する業界に関する知見の習得・更新を適時適切に行うための方策を別途講じるものとする。

【原則5－1：株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、株主との対話の対応について、株主の関心事項を踏まえた上、合理的な範囲で対応することを基本としております。
（1）株主との対話全般については経営企画室が所管し、IR担当取締役が統括しております。
（2）経営企画室は中期経営計画、年度予算の策定運用の事務局であるとともに、日常的に、財務経理、総務人事、営業部門、子会社等と連携し、情報収集や調査業務を行うなど、対話の補助となる経営情報に接しております。
（3）個別ミーティング以外の対話手段としては、第2四半期、決算期に決算説明会を実施しております。
（4）対話の内容は、代表取締役社長、IR担当取締役、経営企画室が適宜、取締役会等にフィードバックし、情報共有を図っております。
　当社では原則として、四半期決算を含む決算発表日前の3週間を沈黙期間とし、決算情報の漏洩を防止し公平性を確保しております。この期間における決算関連質問への回答等を差し控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社コモリホールディングス	3,128,000	25.38
三菱商事株式会社	2,466,300	20.01
小森　裕作	365,000	2.96
小森　温子	350,000	2.84
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	340,000	2.75
ヒマラヤ従業員持株会	315,275	2.55
株式会社大垣共立銀行	146,250	1.18
株式会社十六銀行	145,500	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	145,200	1.17
木島　あすか、 小森　一輝、 小田　加奈代 ※同株式数で10位が3名となります。	143,600	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、三菱商事株式会社と資本業務提携して、商品政策および商品開発、物流効率化等のサプライチェーンの高度化、店舗の開発および運営等について共同で取り組むこととなっておりますが、経営判断および事業活動全般については当社の機関で独自に決定しており、独立性を確保のうえ、事業運営を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高月　敦史	他の会社の出身者							○				
加藤　文夫	税理士											○
林　直康	その他											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高月　敦史		○	――	高月取締役は、主要株主である三菱商事株式会社の部長職であることから、同社で培った経営に対する高い見識を有しており、当社の社外取締役として職務を適切に遂行することができる適任者であると考えております。なお、当社は同社子会社と取引をおこなっておりますが、同社との直接取引は行っておりません。よって、上記gに該当しておりますが、直接大きな影響を受ける状況にないことから、同氏は独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であると判断しております。また、これまでの社外取締役としての活動実績等から、当社の考える独立役員に適任であると判断し、指定するものです。
				加藤文夫氏は、元国税局勤務および、現税理士としての長年の経験と高度な見識や財務お

加藤　文夫	○	○	――	よび会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また上記a～jに該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定し、監査等委員である社外取締役に選任するものです。
林　直康	○	○	――	林直康氏は、元警察署長および県警本部警備部長としての豊富な経験と高度な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、上記a～jに該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定し、監査等委員である社外取締役に選任するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、要望があった場合には協議により必要とされる監査等委員会の業務補助のため使用人を置くことといたします。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとします。監査等委員会を補助すべき使用人は他の業務を一切兼任させず監査等委員会に専属することとし、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査の結果を代表取締役に対して遅滞なく報告し、監査等委員会へ内部統制の整備・運用状況の評価について適宜報告する体制をとっております。なお、会計監査人へ内部統制の整備・運用状況の評価の結果を適宜報告するほか、必要に応じて意見交換を行い連携を図っております。また、監査等委員会は、会計監査人へ監査等委員会監査の結果を適宜報告し、連携の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役高月敦史氏、監査等委員である取締役加藤文夫氏および林直康氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬額については、株主総会でその総額（限度額）を決め、具体的な報酬の配分については、取締役の能力発揮・業績への貢献の評価も取り入れた上で、取締役会において決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社には、連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、取締役会における適切な判断に資するため、取締役会事務局（総務部）が社外取締役をサポートする体制をとっております。
監査等委員である社外取締役については、常勤の監査等委員である取締役が窓口となり、各種連絡・情報提供を行うと共に、事務局である法務・コンプライアンス室の使用人がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における経営の意思決定および監督につきましては、取締役１１名（うち社外取締役３名）で構成される取締役会（原則毎月１回開催）にて行っております。これは迅速な意思決定を行うのに適正な水準であるとともに、経営の客観性と透明性を図るのに最適な構成であると考えております。
また、取締役会に付議される案件につきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）および常勤の監査等委員が出席する経営会議（毎月１回以上開催）において事前に十分な審議を行っており、これにより意思決定の適正化を図っております。
監査につきましては、常勤の監査等委員１名と社外監査等委員２名で構成される監査等委員会を設置しております。
会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は２名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士１２名、公認会計士試験合格者等２名、その他５名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員３名のうち社外取締役は２名であり、各々が専門的見地から経営監視の役割を担っております。
また、業務執行に対する監督機能の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに高めることを目的に、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する社外取締役（監査等委員であるものを除く）を選任し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しており、当該体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送可能な範囲において、法定期限前の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は定時株主総会を11月に実施しており、集中日はございません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4月・10月頃に実施しています。	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が兼務しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ヒマラヤグループ企業行動規準により、全てのステークホルダーに対し誠実に接するとともに、公平公正かつ透明な関係を維持し、フェアな取引を行うことを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

A. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成18年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、平成21年10月15日、平成25年8月12日、平成27年5月18日、および平成27年11月25日開催の取締役会においてそれを一部改定後現在に至っております。

B. 内部統制システムの整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1). 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、常勤の監査等委員または監査等委員会が選定する監査等委員(以下、選定監査等委員という)、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理委員および外部有識者(弁護士、会計士、税理士、学者等)をもって構成し、四半期に1回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」(以下「C&R管理委員会」という。)を設置する。
(2). 当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、常勤の監査等委員または選定監査等委員、本部長、部長および部長が指名する者が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理実行委員をもって構成し、毎月1回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」(以下「C&R管理実行委員会」という。)を設置する。
(3). 当社は、「C&R管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
(4). 当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」へ報告するものとする。
(5). 当社グループの重要な通報について法令違反等が確認された場合は、当社は、外部有識者を含めた調査・対応チームで調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。
(6). 当社グループのコンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・グループマニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。
(7). 当社グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
(8). 当社グループは、相談・通報体制(ホットライン)を社内外に設置し、当社グループの役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。
(9). 監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を調査し、必要に応じて、その改善を促す。
(10). 業務執行部門から独立した当社の内部監査室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
(11). 当社グループは、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。
(12). 当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1). 法令および「文書管理規程」に基づき、文書等(電磁的記録を含む。)の保存を行う。
(2). 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程(個人情報保護方針を含む)」により対応する。
(3). 当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1). 各部・店(名称を問わずこれに準ずる組織を含む)は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・内部統制の有効性を検証する。
(2). 当社の内部監査室は、当社グループの内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。
(3). 「C&R管理委員会」は、当社グループの諸リスクに関する横断的監視および対応と総指揮を行う。
(4). 「C&R管理委員会」の事務局は、当社の法務・コンプライアンス室に設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1). 当社グループ各社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
(2). 取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および常勤の監査等委員または選定監査等委員が出席する経営会議を毎月1回以上開催する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1). 当社は、当社子会社を「関係会社管理規程」に基づき管理・運営する。
(2). 「ヒマラヤグループ行動規準」「コンプライアンス・グループマニュアル」「関係会社管理規程」により当社グループのコンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。
(3). 当社グループに対しては、当社の内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。
(4). 当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を経る体制とする。
(5). 当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期および随時に当社へ報告させるものとし、経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に定める事項に基づき、子会社に対して事前に当社の取締役会へ付議させるように義務づける。
(6). 監査等委員会は、当社グループの監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および当社の内部監査室との密接な連携等的確な体制を構築する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置については、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重して具体的な内容（組織、人数等）を決定することとする。

7. 前号の取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人の独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役および使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指揮命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指揮命令を受けないこととする。
（2）. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を得て決定することとする。

8. 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
（1）. 当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
（2）. 当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役および使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
a. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
b. 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実
c. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
d. 企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況
（3）. 監査等委員会が必要と判断した情報については、当社グループの取締役および使用人等に対し、報告を求めることができる。
（4）. 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（1）. 監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）. 全監査等委員の内、過半数以上は社外取締役とする。
（2）. 常勤の監査等委員または選定監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、当社グループの主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人にその説明を求めることとする。
（3）. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
（4）. 代表取締役と各監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
（5）. 取締役は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業集団およびその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。
当社は、（社）日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き」（平成19年4月改訂）および「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当社企業集団における方針・基準等については、「ヒマラヤグループ企業行動規準」「コンプライアンスグループマニュアル」および平成22年12月14日に取締役会で決議し、東京証券取引所および名古屋証券取引所において開示いたしました「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を定めており、社内会議および研修時に、繰り返しその内容の周知徹底を図っております。
また、当社の店長は、不当要求対応に備えて、各都府県の地元警察署が主催する「不当要求防止責任者」講習会に随時参加しております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであると理解しております。
社内体制としては、コンプライアンスおよびリスク管理にかかる会議体として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は法務・コンプライアンス室とし、業務上の対応として「反社会的勢力対応規程」および「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を整備しております。

「反社会的勢力対応規程」の主な内容
（a）反社会的勢力からの要求・介入があった場合の自己判断の禁止
（b）株主についての反社会的勢力チェックの担当部署およびチェックの方法
（c）取引先についての反社会的勢力チェックの担当部署およびチェックの方法
（d）社員についての反社会的勢力チェックの担当部署およびチェックの方法
（e）社内教育の実施

「反社会的勢力排除に関するマニュアル」の主な内容
（a）社内体制
（b）外部団体への加盟
（c）反社会的勢力の定義
（d）現場における防御対策
（e）具体的な対応要領

当社は、平成13年5月に岐阜県企業防衛対策協議会および平成20年6月に岐阜県暴力追放推進センターに加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、これらの情報等に関して随時顧問弁護士とミーティングを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

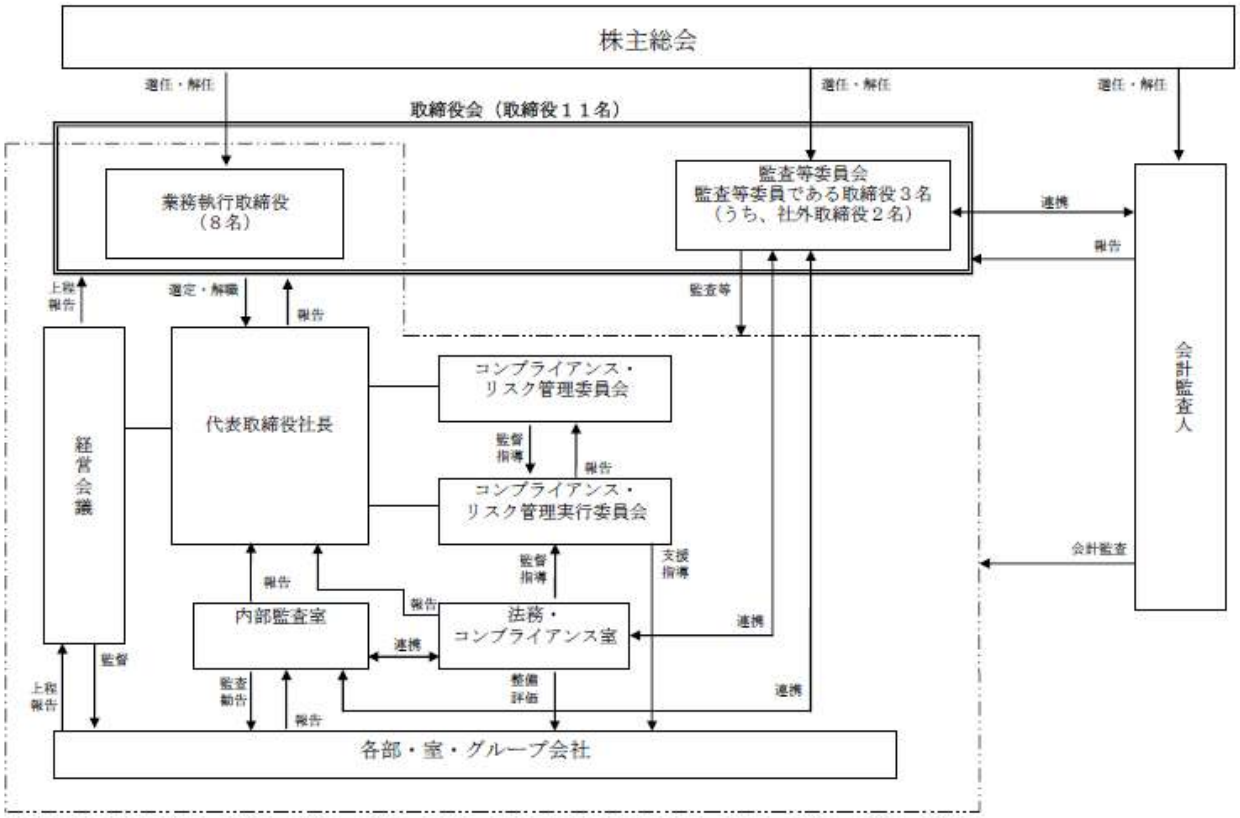
適時開示体制の概要
適時開示体制について
(1)適時開示体制の整備および運用状況

a. 適時開示体制の整備に向けた取組み
投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しており、情報収集のための組織として総務部を情報開示担当部署としております。
適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員に対して重要会議および研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事案について周知徹底を図っております。
また、株主が当社に関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するために、当社ホームページ上に四半期および通期の決算短信と有価証券報告書を、また、適時開示制度において開示を求められている事項をはじめ株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等を掲載してまいりました。さらに今後は、これらの事項のより迅速でかつ的確な情報開示を心がけ進めてまいります。

b. 適時開示担当組織の状況
担当部署　総務部総務チーム
情報取扱責任者　取締役管理本部長　大野　輝文

c. 適時開示手続き
(a)決定事実に関する情報
総務部は取締役会、経営会議など重要会議への付議事項を予め入手するとともに、当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の了承を得て開示します。
(b)発生事実に関する情報
該当事実が発生したときは、情報発生部署の所属部長・室長はその事実を速やかに総務部長に報告し、取締役管理本部長および総務部長が適時開示規則に定められた事項に該当するか否か検討を行い、該当する場合は直ちに開示資料を作成するとともに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は情報取扱責任者(取締役管理本部長)に開示を指示し、速やかに公表できる体制が整っております。
(c)決算に関する情報
経理部を中心として総務部と共同して決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、決算日後30日以内に公表できる体制を整えております。
(d)企業集団に係る適時開示手続き
当社は子会社1社を有しておりますが、月次決算書を翌月の10日までに提出を受けております。これらに基づき総務部は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば情報取扱責任者を通じて代表取締役社長に報告、承認を経て速やかに開示できる体制が整っております。

(内部統制の関係図)


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会（取締役１１名）
業務執行取締役
（８名）
監査等委員会
監査等委員である取締役３名
（うち、社外取締役２名）
連携
報告
会計監査人
上程
報告
選定・解職
報告
監査等
経営会議
代表取締役社長
コンプライアンス・
リスク管理委員会
監督
指導
報告
コンプライアンス・
リスク管理実行委員会
監督
指導
支援
指導
会計監査
報告
報告
内部監査室
連携
法務・
コンプライアンス室
連携
上程
報告
監督
監査
勧告
報告
整備
評価
連携
各部・室・グループ会社